○北陸地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県北魚沼郡川口町大字川口字前島二一三七番一から同町大字川口字前島二一三三番三まで	前	二三・八〇～五一・五〇メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	二六・〇〇～四六・六〇メートル	〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
堺市堺区鉄砲町一番二九から同市堺区鉄砲町一番一まで	前	三四・〇〇～三六・〇〇メートル	〇・〇六キロメートル
	後	三五・〇〇～三八・〇〇メートル	〇・〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	堺市堺区鉄砲町一番二九から同市堺区鉄砲町一番一まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十五日

○近畿地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市山崎町田井字道間五〇七番五から同市山崎町田井字樫下四四九番二まで	前	一〇・八〇～一二・二〇メートル	〇・四九四キロメートル
	後	一一・六〇～一三・四〇メートル	〇・四九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市山崎町田井字道間五〇七番五から同市山崎町田井字樫下四四九番二まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十五日

○中国地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市北区建部町川口字高浜一四〇五番二から同市北区建部町川口字大門口一四四五番一まで	前	二二・〇〇～四三・〇〇メートル	〇・〇七九キロメートル
	後	一八・〇〇～四〇・五〇メートル	〇・〇七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山市北区建部町川口字大門口一四四七番一から同市北区建部町川口字大門口一四四五番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十五日

○中国地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号